

こうまつメイト（仮称）実施要領（案）

（目的）

第1条

この要領は、幸松市民センターを拠点とした地域づくりを推進するため、地域活動の担い手として「こうまつメイト（仮称）」を登録し、幸松市民センターと連携しながら地域づくり活動を行うことを目的とする。

（定義）

第2条

こうまつメイト（仮称）（以下「メイト」という。）とは、幸松市民センターと連携し、地域づくり活動に主体的に参画する者であって、将来的には事業の企画及び運営に関わることを目指す人材をいう。

（活動の原則）

第3条

メイトは、自らの意思に基づき主体的に活動するとともに、幸松市民センター及び関係者と連携しながら地域づくり活動に参画するものとする。

2 幸松市民センターは、地域づくりの拠点としてメイトの活動を支援するものとする。

3 地域づくり推進協議会は、メイト活動に関する方向性の共有及び意見交換を行うとともに、その活動状況について確認を行うものとする。

（活動内容）

第4条

メイトは、前条の原則に基づき、次に掲げる活動に参画するものとする。

（1）情報発信に関する活動

幸松市民センターが実施する各種事業等の取材及び記事作成等を通じた広報活動

（2）地域コミュニティに関する活動

幸松市民センターが実施する地域交流型事業の運営を補助し、地域住民の交流の促進に資する活動

（3）幸松市民センター活用に関する活動

学習スペースや子どもの居場所づくりに関する事業の運営補助及び企画への参画

（4）その他地域課題の解決に資する活動

（登録）

第5条

メイトとして登録を希望する者は、地域づくり活動への参画意思を有する者とし、所定の申込書を提出するものとする。

2 幸松市民センターは、申込内容等を確認のうえ、適当と認めた場合はメイトとして登録するものとする。

- 3 メイトは、高校生以上の者で、原則として幸松地区に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、幸松市民センターが特に認める場合は、この限りでない。
 - 4 メイトは個人登録とする。
 - 5 申込書の様式は、別に定める。
-

(任期)

第6条

メイトの登録期間は登録した日から4年とする。

- 2 メイトは、本人の申し出により辞退することができる。
-

(謝礼等)

第7条

メイトの活動は原則として無償とする。

- 2 活動内容に応じ必要がある場合は、予算の範囲内で謝礼を支払うことができる。
-

(保険)

第8条

メイトの活動に伴う事故等については、必要に応じ、市民活動総合補償制度その他適切な補償制度を活用して対応するものとする。

(秘密保持)

第9条

メイトは、活動上知り得た個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

(登録の終了)

第10条

幸松市民センターは、メイトとしての活動継続が適当でないと認めるときは、登録を終了することができる。

(その他)

第11条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は地域づくり推進協議会と協議の上、幸松市民センターが別に定める。

附則

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。